

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業所  
訪問看護ステーション ウィズ日吉

重要事項説明書  
利用契約書  
同意書

有限会社 ウィズ

訪問看護ステーション ウィズ日吉

## 重 要 事 項 説 明 書

《 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護 》

## 1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	有限会社 ウィズ
代表者名	代表取締役 葛西 宣彰（かさい のりあき）
所在地・連絡先	<p>(本社住所) 北海道函館市亀田町22番14号</p> <p>(電話) 0138-45-6546</p> <p>(FAX) 0138-48-1101</p>

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション ウィズ日吉
所在地・連絡先	<p>(住所) 北海道函館市日吉町4丁目12番18号</p> <p>(電話) 0138-52-1533</p> <p>(FAX) 0138-52-1511</p>
事業所番号	0161490321
管理者の氏名	板倉 ひかる（いたくら ひかる）

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理 者	1(兼務)	1(兼務)	—	業務の一元管理 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供
訪問看護師	保健師	—	—	
	看護師	6	1(兼務)	5
	准看護師	1	1	—
	理学療法士	—	—	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供
	作業療法士	—	—	
事務職員等	1	1	—	事務処理を行う

### (3) 事業の実施地域

事業の実施地域	函館市・北斗市・七飯町
---------	-------------

(4) 営業日

営業日	年間を通して営業（休日を設けない）
営業時間	24時間体制

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、お客様の介護保険負担割合証に表記されており、負担割合に応じてのご負担になります。

【料金表】

○予防訪問看護

＜保健師・看護師が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満 (※早朝・夜間・深夜のみ)	3,030円	760円	1,520円
30分未満	4,510円	1,130円	2,260円
30分以上 1時間未満	7,940円	1,990円	3,970円
1時間以上 1時間30分未満	10,900円	2,730円	5,450円

＜准看護師が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満 (※早朝・夜間・深夜のみ)	2,730円	680円	1,370円
30分未満	4,060円	1,020円	2,030円
30分以上 1時間未満	7,150円	1,790円	3,580円
1時間以上 1時間30分未満	9,810円	2,450円	4,910円

＜理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分	2,840円	710円	1,420円
40分	5,680円	1,420円	2,840円
60分	4,260円	1,080円	2,130円

※夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）、深夜（午後10時から午前6時）の場合は、1回あたり上の表の該当金額を基本料金に加算します。

○訪問看護

<保健師・看護師が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満 (※早朝・夜間・深夜のみ)	3,140円	790円	1,570円
30分未満	4,710円	1,180円	2,360円
30分以上 1時間未満	8,230円	2,060円	4,120円
1時間以上 1時間30分未満	11,280円	2,820円	5,640円

<准看護師が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満 (※早朝・夜間・深夜のみ)	2,830円	710円	1,420円
30分未満	4,240円	1,060円	2,120円
30分以上 1時間未満	7,410円	1,850円	3,710円
1時間以上 1時間30分未満	10,150円	2,540円	5,080円

<理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分	2,940円	740円	1,470円
40分	5,880円	1,480円	2,940円
60分	7,950円	1,980円	3,990円

※夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）、深夜（午後10時から午前6時）の場合は、1回あたり上の表の該当金額を基本料金に加算します。

《その他・加算金額》

訪問看護中山間地域等 提供加算 1	厚生労働大臣が定める地域に居住しているお客様に対して、通常の事業の実施地域を超えて、訪問看護を行った場合。	1回につき 単数の5%加算	印
緊急時訪問看護加算 II 1	24時間連絡体制があり、利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	1月につき 5,740円	印
訪問看護特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態（在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等）にあるお客様に対して訪問看護を行う場合。	1月につき 5,000円	印
訪問看護特別管理加算 II	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態（在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等）にあるお客様に対して訪問看護を行う場合。	1月につき 2,500円	印
訪問看護初回加算( I )	新規に訪問看護計画を作成したお客様に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する	1月につき 3,500円	印
訪問看護初回加算( II )	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する	1月につき 3,000円	印
訪問看護退院時 共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のお客様が退院又は退所するに当たり、看護師等（准看護師を除く）が退院時共同指導（お客様又はその看護に当たっている方に対して、病院等の主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供する）を行った後、お客様の退院、退所後に初回の訪問看護を行った場合。 ※加算は当該退院又は退所につき1回。特別な管理を必要とするお客様については2回を限度。	1回につき 6,000円	印
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象のお客様に対して、1回の訪問看護提供時間が《1時間30分》を越える場合。	1回につき 3,000円	印
複数名訪問加算 I	1人のお客様に対して、同時に複数の看護師等が訪問看護を行うことについて同意を得ており、下記に該当する場合。 ①身体的理由により1人の看護師等では訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ場合。 ③その他、利用者の状況から判断して①または②に準すると認められる場合。	1回につき 2,540円 (30分未満)	印
		1回につき 4,020円 (30分以上)	印
複数名訪問加算 II	1人のお客様に対して、同時に複数の看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行うことについて同意を得ており、下記に該当する場合。 ①身体的理由により1人の看護師等では訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ場合。 ③その他、利用者の状況から判断して①または②に準ると認められる場合。	1回につき 2,010円 (30分未満)	印
		1回につき 3,170円 (30分未満)	印
ターミナルケア加算	①主治医との連携の下に、訪問看護のターミナルケアに係る計画及び支援体制について、ご本人及びご家族に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施している。 ②お客様がご自宅で亡くなる前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施している場合。	25,000円	印
看護体制強化加算	訪問看護・介護予防訪問看護において、在宅における療養生活に伴う医療ニーズの対応を強化する観点から、充実したサービス体制を評価される場合	1月につき 介護 2,000円 予防 1,000円	印
サービス提供体制強化 加算	看護職員を一定基準雇用し、厚生労働省が定めた算定要件基準を満たしている場合	( I ) 1回につき +6単位 ( II ) 1回につき +3単位	印

※料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の負担となりますのでご相談ください。(別紙 自費利用料金表参照)

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

※特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方は、月末若しくは翌月初頭に受給者証と特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理票を担当者にご提示下さい。自己負担の額を確認の上、記入させていただきます。

※サービスを利用する際には、介護保険負担割合証をご提示ください。

提示していただけなかった場合、本来の負担割合ではない割合で負担していただく場合があります。

## (2) 交通費

交通費の負担はありません。

## (3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

## (4) キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合でも、キャンセル料はいただけません。

## (5) 利用料等のお支払方法

毎月、5日までに前月分の請求書を発行いたしますので、担当の看護師等に直接お支払いください。  
また、そのほかの支払方法については事業所へご相談下さい。

## 5 事業所の運営方針

- (1) 訪問看護の提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅での療養が安心して継続できるように支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) その他

事 項	内 容
訪問看護計画の作成及び 事後評価	看護師が、お客様の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びお客様の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、常に適切な訪問介護計画の作成を目指します。
職 員 研 修	職員は、最低年2回の研修を行います。 (内部研修・外部研修を含む)

## 6 苦情処理

- (1) 提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に対する利用者等からの苦情に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、ステーションとして迅速、適切に対応するためその内容を記録する。
- (2) 苦情がサービスの質の向上を図る上で貴重な情報であるという認識に立ち、苦情の内容を踏まえた質の向上のための取り組みを行う。
- (3) 市町村及び国民健康保険団体連合会等が行う、利用者等からの苦情に関する調査等に協力すると共に、市町村等から指導、助言を受けた場合は、その指導、助言に従い必要な改善を行い、報告をする。

## サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	<p>担当者 板倉 ひかる (いたくら ひかる)      ご利用時間 午前9時～午後6時      (上記時間以外でも連絡のとれる体制をとっています)      電話 0138-52-1533      フックス 0138-52-1511      所在地 函館市日吉町4丁目12番18号</p>
その他の苦情等相談窓口	<p>【北海道国民健康保険団体連合会      介護サービス苦情相談専用ダイヤル】      電話 011-231-5175      所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館</p> <p>【函館市役所 函館市福祉サービス苦情処理委員事務局】      (函館市保健福祉部管理課内)      電話 0138-21-3297      所在地 函館市東雲町4-13</p> <p>【北斗市役所 保健福祉課 介護保険係】      電話 0138-73-3111(内線155)      所在地 北斗市中央1丁目3番10号</p> <p>【七飯町役場 民生部福祉課介護保険係】      電話 0138-65-2511(内線123～125)      所在地 亀田郡七飯町本町6丁目1-1</p>

## 高齢者虐待相談窓口

養護者による高齢者虐待 相談窓口 (函館市に居住されている場合 に限ります)	<p>【函館市役所 2階高齢福祉課】      電話: 0138-21-3025      所在地 函館市東雲町4番13号</p>
---	---

※養護者とは、「金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者  
(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)」が該当します。

## 8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主 治 医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	( )
	住 所	
	電 話 番 号	

## 9 利用者及び家族の情報の使用について

事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の課題分析等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の、利用者本人の個人情報及び利用者の家族等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービス担当者と共有するため使用することがあります。

尚、個人情報の使用については利用者及び家族等、個別に文書にて同意を得ることとします。

## 10 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護サービスの提供にあたり、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、事故の原因を解明し、再発を防止するための対策を講じることとします。
- (3) 訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととします。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

## 11 お客様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターが交付するサービス利用票を提示してください。

## 12 第三者評価の実施状況

当事業所においては、実施しておりません。

## 13 防止・対策・研修への取り組み

### (1) 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため下記の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ 成年後見人制度の利用支援に関する事項

成年後見制度の利用相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合は、利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

- ④ その他虐待防止のために必要な措置

事業所は指定訪問看護の提供中に、看護職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

### (2) 身体拘束の禁止

事業者はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そのほか利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」といいます。)を行いません。

- ① 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ② 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じます。
  - ・身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ・身体拘束等の適正化の為の指針を整備します。
  - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施します。

### (3) ハラスメントの防止について

事業者は、適切な訪問看護のサービス提供を確保する観点から、ハラスメントに該当する行為のない快適な職場環境を確保する為必要な措置を講じます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
  - ・特定の看護職員等に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力行為
  - ・叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力行為
  - ・長時間の拘束、看護職員等や事業所に対して合理性を欠く不当・過剰な要求をする行為
  - ・会社や看護職員等の信用を棄損させる内容や個人情報等をSNS等へ投稿する行為

(上記は当社職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象)

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討し、職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

問題解決に当たっては、合理的かつ理性的な話し合いを行いますが、状況の改善や理解を得られないと判断した場合、対応を打ち切り以降のサービスの提供をお断わりする場合があります。

## 14 事業継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修、シミュレーションを実施します。

## 自費利用料金表（介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金）

### ○予防訪問看護

＜保健師・看護師が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満 (※早朝・夜間・深夜のみ)	3,030円	760円	1,520円
30分未満	4,510円	1,130円	2,260円
30分以上 1時間未満	7,940円	1,990円	3,970円
1時間以上 1時間30分未満	10,900円	2,730円	5,450円

＜准看護師が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満 (※早朝・夜間・深夜のみ)	2,730円	680円	1,370円
30分未満	4,060円	1,020円	2,030円
30分以上 1時間未満	7,150円	1,790円	3,580円
1時間以上 1時間30分未満	9,810円	2,450円	4,910円

＜理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分	2,840円	710円	1,420円
40分	5,680円	1,420円	2,840円
60分	4,260円	1,080円	2,130円

※夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）、深夜（午後10時から午前6時）の場合は、1回あたり上の表の該当金額を基本料金に加算します。

## ○訪問看護

### ＜保健師・看護師が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満 (※早朝・夜間・深夜のみ)	3,140円	790円	1,570円
30分未満	4,710円	1,180円	2,360円
30分以上 1時間未満	8,230円	2,060円	4,120円
1時間以上 1時間30分未満	11,280円	2,820円	5,640円

### ＜准看護師が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満 (※早朝・夜間・深夜のみ)	2,830円	710円	1,420円
30分未満	4,240円	1,060円	2,120円
30分以上 1時間未満	7,410円	1,850円	3,710円
1時間以上 1時間30分未満	10,150円	2,540円	5,080円

### ＜理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士が訪問看護を行った場合＞

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分	2,940円	740円	1,470円
40分	5,880円	1,480円	2,940円
60分	7,950円	1,980円	3,990円

※夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）、深夜（午後10時から午前6時）の場合は、1回あたり上の表の該当金額を基本料金に加算します。